

岩手県告示第 810 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 10 項の規定により、岩手県保健福祉計画の一部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健福祉計画は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 二次保健医療圏の区域の見直し

広域振興圏の設定及び患者受療行動調査を踏まえ、遠野市を岩手中部二次医療圏に編入するとともに、市町村合併に伴い所要の整理を行ったこと。

なお、各保健医療圏の構成市町村については、次のとおり。

保健医療圏名	構成市町村
盛岡	盛岡市 八幡平市 雫石町 葛巻町 岩手町 滝沢町 紫波町 矢巾町
岩手中部	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町
胆江	奥州市 金ヶ崎町
両磐	一関市 平泉町 藤沢町
気仙	大船渡市 陸前高田市 住田町
釜石	釜石市 大槌町
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 川井村
久慈	久慈市 普代村 野田村 洋野町
二戸	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

2 基準病床数の見直し

二次保健医療圏の区域を見直すとともに、医療法施行規則の改正に伴い基準病床数の見直しを行ったこと。

病床の種別	圏 域	基準病床数	
療養病床及び 一般病床	二次保健医療圏	盛岡保健医療圏	5,229 床
		岩手中部保健医療圏	1,635 床
		胆江保健医療圏	1,538 床
		両磐保健医療圏	1,175 床
		気仙保健医療圏	640 床
		釜石保健医療圏	471 床
		宮古保健医療圏	677 床
		久慈保健医療圏	364 床
		二戸保健医療圏	399 床
		合計	12,128 床
精神病床	三次保健医療圏	県の区域	4,526 床
感染症病床		県の区域	40 床
結核病床		県の区域	126 床